

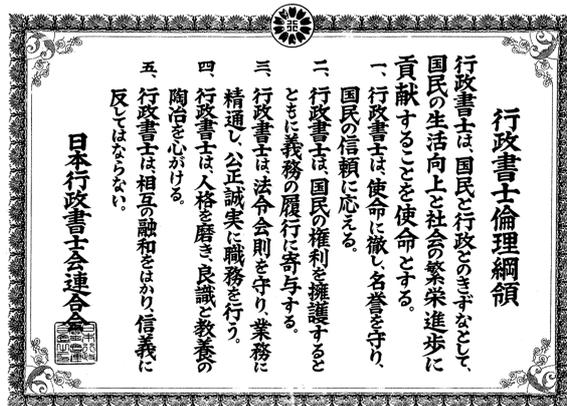
愛知

- 平成29年度第6回理事会議事録
- 平成29年度第7回理事会議事録
- 民法はこう変わる④ ～詐欺行為取消権(2)～



目次

古代から現代まで	副会長 長瀬 紀美子	1
平成29年度 第6回理事会議事録		2
平成29年度 第7回理事会議事録		2
民法はこう変わる ④	名城大学 法務研究科 教授 飯屋 篤子	3
部長さんに聞いてみよう		6
お知らせコーナー ライブラリ研修動画一覧		9
ライブラリ研修申込書		11
業務相談会のお知らせ		12
業務相談会申込書		13
会員訪問記 (西北支部 木村 茂之会員)	会報委員 加藤 朋彦	14
支部だより		15
事務局だより		26
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		28
コスモスあいちコーナー		34
あとがき		35



古代から現代まで

副会長 長瀬 紀美子

愛知県のはずれにある犬山市に住んで40年余がすぎました。今まで特に気に留めることもなく時間が経過しましたが、改めて町をみると、古代から現代までとても多くの見所があることに気づかされました。

最近の犬山市は、メディアに取り上げられ観光客が増加しております。皆様犬山城を目当てにおいで戴いてますが、城だけではなくさまざまな歴史的意味のある名所や現在の見所を紹介させて戴きたいと思えます。

古代史から言いますと、古墳時代前期（3世紀中）に築造されたとする東之宮古墳（前方後方墳）があり、国の史跡に指定されています。昭和48年に発掘調査が行われた際、豪族の威勢を示すように300点以上の副葬品が出土し、その中には三角縁神獣鏡・翡翠の勾玉などがあり、国の重要文化財に指定されましたが、残念なことに当時の犬山市にはそれらを保管する施設がなく、文化庁の指示により京都国立美術館に展示され、現在も人々を遙かな昔に誘っております。

又、楽田地区にある青塚古墳は、非常に美しい前方後円墳で4世紀初頭から中期にかけて築造され、周辺には約30基の古墳が築かれ、大規模な古墳群を形成していたと言われております。当時、東海地方のどこかに邪馬台国に対峙する文化を持った狗奴国が存在したと言われておりますが、悠久の浪漫をかきたてる遺跡です。

小牧市との境に位置する大縣神社（二宮）は、紀元前3年に創建されたとされ、真清田神社（一宮）熱田神宮（三宮）と共に尾張国三宮として、高い神階を誇っております。

飛鳥時代になり、天皇家ゆかりの神社が創建されました。654年には孝徳天皇の勅願寺として寂光院が建立され、今も多くの人が参拝に訪れますが、昨今では紅葉寺として有名になっております。

時代が下って1415年に臨済宗妙心寺派の古刹である青龍山瑞泉寺が創建され、ここを中心に5つの塔頭が建造されました。この他に犬山市全域に8つの塔頭と70以上の支院があり、往時の勢力を彷彿とさ

せるものがあります。

瑞泉寺周辺の塔頭の内、臨溪院は犬山城主成瀬家の初代から4代までの墓所があり、苔むした大きな墓碑が建っています。

皆様が犬山でまず思い浮かべるのは、犬山城だと思います。このお城は1537年に織田信長の叔父である信康により木之下城の城郭を移築し、築かれたものと言われております。その後、池田氏・豊臣氏などの手を経て、徳川家康の重臣であった成瀬氏が拝領し、幕末まで城主を務めました。明治維新の廃藩置県により現存の天守以外が取り壊され、県の所有になりました。明治24年の濃尾地震で半壊し、取壊そうという話になった時に、成瀬の殿様や家来の末裔が奮起し、義捐金を集め修復しました。その後成瀬家に譲与され、以来平成16年に財団法人に移管されるまで、国内で唯一の個人所有のお城でした。現存する最古の天守として、昭和10年に国宝に指定されております。

お城の南側に位置する針綱神社は、犬山城の守護神とされており、犬山祭は神社の祭礼として13輛の車山がからくり奉納をすることで有名です。

平成28年には、県内5つの祭がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも記憶に新しいと思えますが、犬山祭はその中の1つです。春の祭には、多くの観光客が訪れ豪華絢爛な車山の引回しや、からくり人形の精密な動きを楽しんでいます。又、提灯を付けた夜車山が桜とお城をバックに練行する様は、一見の価値があると思えます。

こうしてみると、犬山市は古いものばかりのようですが、遊園地モンキーパーク・世界の猿を集め研究飼育するモンキーセンター・国の重要文化財等に指定された明治の建物を移築した博物館明治村・世界各地の家と暮らしを体感できるリトルワールド・日本一大きい人工池入鹿池・桃太郎伝説が残る桃太郎神社など、近代から現代までのさまざまな施設が点在しております。

愛知県の隅っこに、こんな面白い場所がありますので、皆様是非一度おいで下さい。

平成29年度 第6回理事会議事録

日時 平成30年1月15日(月)
午後1時30分
場所 キャッスルプラザ3階 孔雀の間
出席者 正副会長 6人
常務理事 9人
理事 46人
計 61人
会長出席要請役員 4人

- (1) 審議事項
第一号議案 愛知県行政書士会役員推薦規則及び
愛知県行政書士会役員推薦規則運用
基準の変更について
第二号議案 予備費の充用について

原案通り可決承認された。

- (2) 報告事項
① 新年賀詞交歓会の協力について
② 総会運営委員の選任について
③ 「行政書士記念日」中日新聞広告について
④ 事業報告について

- (3) その他

平成29年度 第7回理事会議事録

日時 平成30年3月27日(火)
午後2時
場所 愛知県行政書士会館 3階 ABC会議室
出席者 正副会長 6人
常務理事 9人
理事 44人
計 59人
会長出席要請役員 5人

- (1) 審議事項
第一号議案 総会運営委員会委員の選任について
第二号議案 愛知県行政書士政治連盟との負担金
契約書(案)について
第三号議案 会員の処分について
第四号議案 全国女性行政書士交流会の寄付につ
いて
第五号議案 滞納会費請求権の放棄について
第六号議案 愛知県行政書士会封印管理委員会運
営細則の変更の件について

原案通り可決承認された。

- (2) 協議事項
① 定時総会提出議案 第1号議案「平成29年度
事業経過報告」について

定時総会提出議案 第3号議案「北館の解体
処分(案)承認の件」について

定時総会提出議案 第4号議案「平成30年度
事業計画(案)承認の件」について

定時総会提出議案 第5号議案「平成30年度
会計予算(案)承認の件」について

定時総会提出議案 第6号議案「平成31年度
暫定予算(案)承認の件」について

- (3) 理事からの提案議題について
① 理事会提出議案の期限について

- (4) 報告事項
① 平成30年度名古屋国際センター行政相談員
について
② 名古屋市成年後見制度市長申立に係る親族調
査等業務について
③ 平成30年度の経営事項審査補助業務要員内定
者について
④ 平成30年度の建設業許可申請等受付補助業務
要員内定者について
⑤ 会報委員後任について
⑥ 法律顧問契約の更新について
⑦ 平成30年度会長表彰候補者及び慶祝者について
⑧ 事業報告について
⑨ 今後の予定について

- (5) その他

民法はこう変わる ④

～詐害行為取消権(2)～

名城大学 法務研究科 教授 仮屋 篤子

前回は、改正民法の詐害行為取消権（改正民法424条～426条）のうち、最初の部分（改正民法424条から改正民法424条の4）を取り上げました。これらはいずれも、詐害行為取消権行使の要件について、破産法の条文とのすり合わせをした部分です。前半部分の規定には、転得者に対する詐害行為取消権の要件（424条の5）の規定があり、また最後に詐害行為取消権の期間の制限（426条）についての規定がありますが、紙幅の関係上、今回は取り上げないことにいたします。

今回は、詐害行為取消権の行使方法や行使の効果について、重要な変更があったところをご説明いたします。

現行民法下における詐害行為取消権の論点の一つに、取消債権者は何を請求することができるのか、というのがあります。すなわち、「行為の取消し」か「逸出財産の取戻し」を請求するのかという点です。これは、詐害行為取消権の存在理由にもかかわる問題で、学説上、様々な説が唱えられてきました。今回の改正においては、以下のような条文を置くことで、この議論に一応の解答を示そうとしています。

改正民法第424条の6 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

2 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

本条1項は、受益者を相手方とする詐害行為取消請求においては、詐害行為の取消しと逸出財産の取戻しを目的とすることを定めるもので、現行民法下におけるいわゆる「折衷説」を採用したものです。また、取戻し方法についても「現物返還の原則」を明言し、現物返還が困難なときに価額償還となることを定めています。

また、改正民法424条の7～424条の9までの規定で、現行民法下の判例法理を取り入れ、明文化しています。

改正民法第424条の7 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。

一 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え

受益者

二 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え

その詐害行為取消請求の相手方である転得者

2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

改正民法第424条の8 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。

2 略

改正民法第424条の9 債権者は、第424条の6第1項前段又は第2項前段の規定により受益

者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。

2 略

改正民法424条の7第1項は、訴えの相手方が債務者ではなく、受益者又は転得者であることを定めています。ただし、後にご紹介するように、詐害行為取消請求を認容する確定判決の効力は、債務者にも及ぶこととなりましたので、2項で、債務者に対する訴訟告知義務を課しています。

また、詐害行為の目的物が可分である場合には、取消債権者の被保全債権の額を限度に、詐害行為取消請求ができるとする規定（改正民法424条の8第1項）がなされています。また、返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、取消債権者自身に引渡しを求めることができるとする規定（改正民法424条の9第1項）については、中間試案においては、取消債権者に金銭等が引き渡された場合に、取消債権者が債務者に対して当該金銭等を引き渡さなければならないこと、その場合に、取消債権者は、その返還に係る債務を受働債権とする相殺ができない旨の規定が置かれていました（中間試案第15、8）。また、そもそも、取消債権者による直接の引渡請求を認めない旨の規定を設けるという案も示されていました（中間試案第15、8（注1））。しかし、いずれの案も採用されず、相殺による事実上の優先弁済が許される規定となっています。

なお、受益者又は転得者が、返還又は償還すべき金銭等を取消債権者に対して支払い又は引渡せば、受益者又は転得者の返還・償還義務は消滅しますので、1項後段で、債務者に対する関係でも返還・償還義務が消滅することが明記されています。

条文には明記されていませんが、詐害行為取消の客体が可分でない場合には、取消債権者は、自己の

被保全債権額にかかわらず、詐害行為全部を取り消すことができることは現行民法下での扱いと異なりません（最判S30・10・11民集9巻11号1626頁）。

詐害行為取消権の行使の効果（改正民法425条～425条の4）

425条から425条の4までの各規定は、詐害行為取消権の行使の効果についての規定です。ここでは、現行民法からの大きな変更が行われています。

第425条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

現行民法425条には、「前条の規定による取消しは、全ての債権者の利益のためにその効力を生ずる」とありましたが、債務者に対してもその効力が及ぶかについては、特に定められていませんでした。この点についてのリーディングケース（大判M44・3・24民録17輯117頁）において、判例は、詐害行為取消の効果は債務者には及ばない、としています。その一方で、①逸失財産が不動産である場合に、当該不動産の登記名義は債務者の下に戻り、債務者の責任財産として強制執行の対象となる、とされていますし、②詐害行為取消権を保全するための仮処分における仮処分開放金（供託金）の還付請求権は、債務者に帰属する、とされていますし（民事保全法65条参照）、③債務者の受益者に対する債務消滅行為が取消された場合には、一旦消滅した受益者の債務者に対する債権が回復するとされています（大判S16・2・10）。他方、④詐害行為取消権を行使された受益者は、詐害行為取消権の行使の結果として逸出財産を債務者に返還する義務を負うにもかかわらず、その逸出財産の返還を完了したとしても、詐害行為取消の効果は債務者に及ばないために、その逸出財産を取得するためにした反対給付の返還等を債務者に請求することができない、とされています。

これら①から③までは、詐害行為取消の効果は債務者に及ばないことと整合しませんし、④は、詐害行為取消の効果は債務者に及ばないこととは整合しますが、その結論の妥当性に疑問がある、として、詐害行為取消の効果は債務者にも及ぶことを前提に

制度設計されました（以上、部会資料73A・56頁）。

第425条の2 債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

第425条の3 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（第424条の4の規定により取り消された場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。

なお、転得者に対してされた詐害行為取消の効果は、債務者のほか当該転得者には及びませんが、当該転得者の前者（受益者や自己の前に位置する中間転得者）には及びません。したがって、当該転得者が債務者に対して現物返還・価額償還をした場合であっても、当該転得者は前者に対してした反対給付の返還を請求したり、前者に対して有していた債権の回復を求めたりすることはできないとされています（潮見佳男「民法（債権関係）改正法の概要」（金融財政事情研究会、2017年）99頁）。

しかしこれでは、転得者が一方的に不利な地位に置かれるため、債務者がした受益者との間の行為が転得者に対する詐害行為取消権の行使によって取消された場合において、前者から取得した財産を返還し又はその価額を償還した転得者の保護を図る条文が置かれました。

第425条の4 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反

対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

一 第425条の2に規定する行為が取り消された場合その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

二 略

本条1号は、財産の処分が詐害行為として取消された場合に、（仮に受益者を被告とする詐害行為取消請求が認められたとしたならば）受益者が債務者に対して有していたであろう反対給付返還請求権・価額償還請求権の行使を、現物返還・価額償還をした転得者に認めるものです（潮見・前掲書103頁、2号は債務の消滅に関する行為が詐害行為として取消された場合の規定）。

さて、細かいところまで条文化し、大幅な条文数増加となったわけですが、分かりやすくなったでしょうか？皆さんは、どのようにお考えになりますか？

部長さん 聞いてみよう

本会の常務理事の皆さんは、各業務部の部長さんとして様々な取り組みをされています。

「部長さんに聞いてみよう！」は、各部の部長さんにその部の活動内容や今後の取り組み、抱負などインタビューしながら、愛知県行政書士会の活動に「自然と詳しくなれる」コーナーです。



(早川建設環境部長)

川村：それでは、始めさせていただきます。「部長さんに聞いてみよう！」第5回、本日は建設環境部長の早川部長にお越しいただきました。よろしくお願いいたします。

早川：よろしくお願いします。

川村：この何回かでだいたいお聞きすることが決まってきた感じなんですが、専門業務部の部長さんですので、建設環境部の業務内容についてまずは簡単に教えていただければと思います。

早川：業務部としての活動内容ですね。建設業に関する研修会の開催、これは役所の担当者を招くものと内部で込み入ったテーマについて行うものがあります。それから産業廃棄物処理業についての研修会、これは県の方に講師としてお越しいただいてやっていますね。それから初心者向けに履修講座と言って3日間かけて研修を行っています。朝から夕方までみっちり建設業と経審について学ぶというものです。あとは建設環境部ならではの受託業務、経営事項審査と許可の受付についての補助業務を受託して行っています。

川村：どうしても建設業の印象が強いんですがそれに限らず、産廃も含め様々なテーマでやっているという事です。

早川：はい。

川村：本年度、平成30年になりましたので昨年度行った研修会について教えてください。

早川：県の方と国の方を招いた研修会を1回、産廃で県の方を招いた研修会が1回、建設業が法改正や法令遵守について、産廃の方は「産業廃棄物処理業と法令遵守について」がテーマです。それと、部会員が講師となって「収集運搬業の申請手続について」という研修を行いました。履修講座の方は建設業について3日間かけてとにかく全部やりますので、許可、届出、経営事項審査の申請までやります。

川村：履修講座は希望すればだれでも受けられるんですか。

早川：はい。

川村：本年度以降も年1回くらいのペースで行われるという事ですか。

早川：はい。

川村：お話の中で、建設業については経営事項審査補助業務、許可の更新の補助業務出てきましたけれども、私は開業後に地元の豊田支部の建設業の部会に出席してみて初めて知った次第で、最初に素朴に「すごいな。」

と印象を受けたんですね。許可の受け付ける側の業務も行政書士が担っているんだと。なかなかこれから開業される方、した直後の方も事前に知らない事が多いと思うので、その成り立ちですとか、今後の展望ですとか、そういった事を教えていただければと思います。

早川：はい。昔、昭和の頃は、行政書士が建設業の許可申請を代行で持っていくと、本人申請より後回しにされる傾向があったんですね。特に経営事項審査はそうなんですけれども、「業者さんが先だから待ってて。」と言われる事もあったと。次々業者さんが優先されるとその日は申請ができないようなこともあったと聞いています。

川村：なかなかひどい扱いですね。

早川：地元の建設事務所ですらその日に出せない、県の方にあらためて持って行く。そこでも同じような事が起こって申請ができない。翌月に回されてしまう。このような状況で当時の行政書士の先生方が「そんなに窓口業務が混み合って大変なら我々が一部でも手伝うがどうか」という交渉をして始まったのが経審の受託業務の始まりだと聞いています。

実際に始めてみると、当時の先生方はよく分かってみえて、ちゃんと審査ができるという事が県の方にも分かってきて、人数を増やし、チームを組んで今のような経営事項審査補助業務の体制になった。それは昭和57年と聞いてます。それらの実績から行政書士に対する対応も変わってきた。

順番なども分け隔てなく対応してもらおう。今となっては当たり前状況になってきたという流れなんですね。

川村：行政書士側から提案していったという事なんですね。それは初めて知りました。

早川：これは余談になりますが、地位確保、申請する機会の確保のための受託業務だったので、受託料の交渉なんてほとんどなかった。ただ、当時の行政書士の地位向上に非常に貢献度が高かったのも、本会からも幾ばくかの補助を出すようになった経緯なんですね。

川村：建設業許可は、少ないながらも経験があるんですが、いざ申請しようとなった時に非常に詳細なマニュアルが県のホームページにも掲載されていると。別の許可申請を行おうと思った時にああいってマニュアルが整備されている事例はほとんどないと思うんですね。

あれに関しても、当会の会員さんが見本となるようなものを提示していったところから始まっていると聞きましたけれど、そういった歴史があるという事なんですね。

早川：当会の会員が自分や事務所の職員、若い会員に使ってもらおうことで窓口のトラブルを減らそうと作成したものから始まり、受託業務の打合せの機会などで県との信頼関係の中で改定、更新されてきた流れで、他県にはあまり見受けられない程の詳細なものになってますね。

川村：他の許可申請についてもそれぐらい詳細なマニュアルがあればと思う反面、分かりにくいからこそ、我々の仕事になっているという面もあると思いますね。今後の展望としてはどうですか。

早川：経審の受託業務についてはしっかり継続していくことが第一だと考えています。3年前から始まった許可更新の補助業務は、今は本庁だけなんですけど、本庁含めて全部で10か所ある建設事務所の中で窓口が混雑する所では一部でも拡大していければと思っています。

また今年度進めているのが「郵送での届出の受付」、これは以前からこちらから要望しているもので、ようやく試行してみる所に至ったので、7月まで試行期間として行って、8月以降も郵送による届出ができればと思います。

川村：これもかなり画期的な事ですよ。面前で提出する場合の「そもそも受付時点で却下されるような書類は行政書士は持っていかない。」という信頼感がないとできる事ではないと思います。

ここまででかなり具体的なお話をいただきましたけれど。

早川：もう充分ですか。

川村：いやまだです。分野を限らず、今後力を入れていきたい事、開催したい企画などあれば教えてください。

早川：建設業の実務に携わる会員さんがだんだん減っているという実感を持っているんです。私より先輩の方々は建設業を主業務としている先生方がたくさんいるんですが、少しずつ建設業の仕事がメジャーな仕事からニッチな仕事になりつつあるので、そこを多くの会員さんにやっていただけるようにしたいというのがひとつあります。

そのためには手続の代行屋の感覚ではなく、もう少し「コンサルティング能力」が専門家としては必要だと思います。「許可が取りたいです。」「とりましょう。」だけではなく、「許可を取ったのでこうすると良いですよ」と業者さんが継続的に利益を生み出し、伸びていくための業種の追加や利幅の設定のアドバイス、許可の側面からの経営コンサルティング的な役割ができないと、なかなか専門家として頼っていただけなくなってくると思いますね。

川村：そういった事を見据えたテーマの研修会の設定なり、取り組みをしていきたいという事ですね。

早川：そうですね。

川村：私の少ない経験からしても、本当に「書類仕事苦手そうだな。」という社長さんがいるので、求められることは非常に大きいのではないかと思います。

最後になりますが、毎回各部長さんに恒例の質問ですが、日頃の趣味ですとか、息抜きはどんなことをしていますか。

早川：正直最近では忙しすぎて、息抜きと言っても口開けてボーっとしているくらいなんですけど。

そうですね。ゴルフはたまに行きます。体を動かさないといけないと思っているので。季節的な趣味だとスキーも行くし、テニスもやるし。

川村：意外とアウトドアなんですね。

早川：それから舞台をよく観に行きます。

川村：どんなジャンルですか。

早川：興味が持てれば何でも観に行きます。

川村：一番直近で行ったのはどんな感じのものですか。

早川：直近で行ったのはたまたまミュージカルですね。

川村：幅広く興味がある感じですね。

早川：家にいて暇な時はギター弾いてます。

川村：また新たなキーワードをいただきました。ギターがうまいという噂は聞いたことがあります。

早川：学生の頃からリードギターを弾いていたので。さすがに今家の中では弾けませんけど、アコースティックギターをチャラチャラ弾いてますね。

川村：楽器ができるお父さんは娘さんにもてそうですね。

早川：どうだろう。娘たちはピアノ弾くんでそういう環境ではあるかな。

川村：このインタビューで意外な一面がたくさん出てきましたね。本日はどうもありがとうございました。

早川：ありがとうございました。

(聞き手 川村浩史広報部長)

注) この記事は4月19日時点のインタビューをもとに編集・再構成しています。



(建設環境部会開催風景)

ライブラリ研修動画一覧

(平成30年5月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○
2	企画情報部	376	H23. 9. 8	6次産業化法研修会	○
3		495	H26. 8.29	ROBINS確認者研修会	○
4		524	H28. 2. 1	「マイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル」研修会 企業法務の観点から行政書士実務の対応領域、業務の具体例について学ぶ	○
5		534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会第2部戸籍の見方・相続関係図の書き方	○
6		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○
7		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○
8		建設環境部	398	H23.12.15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）」について
9	441		H24. 7.24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
10	449		H24.10.15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×
11	472		H25. 9.26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
12	474		H25.10.18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×
13	494		H26. 8.25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について	×
14	498		H26. 9.18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×
15	500		H26.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について	×
16	512		H27. 3.20	建設業許可と経審について（大臣）	×
17	513		H27. 8.25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×
18	514		H27. 9.16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
19	515		H27.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×
20	518		H27.11.19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×
21	530		H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	×
22	531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×	
23	運輸交通部	357	H23. 1.26	倉庫業について	○
24		404	H23.10.26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
25		446	H24.10.10	一般貨物運送業の許可申請について	○
26		457	H24.12.17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
27		501	H26.10.29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○
28		519	H27.11. 5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について（出張封印等）	○

お知らせコーナー

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用	
29	国際・私法部	420	H24. 2. 25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	
30		467	H25. 2. 13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	
31		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	
32		486	H26. 2. 21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国国籍等収集方法と見方	○	
33		488	H26. 3. 17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	
34		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	
35		509	H26.12.25	はじめての国際法 1	○	
36		510	H27. 2. 18	はじめての国際法 2	○	
37		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	
38		521	H28. 1. 28	初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日 1 / 28	○	
39		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	
40		528	H28. 4. 25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	
41		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	
42		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	
43		540	H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	
44		542	H30. 3. 19	国際業務初心者向け研修会（永住許可申請について、パスポートの見方）	○	
45	土地利用部	374	H23. 8. 23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○	
46		442	H24. 8. 8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○	
47		451	H24.10.31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○	
48		461	H25. 1. 31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に聞けない市街化調整区域の話	○	
49		489	H26. 3. 24	農地法第 4 条及び第 5 条の許可に係る審査基準	○	
50		493	H26. 7. 24	愛知県における開発許可等	○	
51		502	H26.11.12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○	
52		507	H27. 1. 19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○	
53		516	H27. 9. 24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第 1 号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第 1 号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	
54		523	H28. 1. 27	行政書士の土地利用業務について	○	
55		527	H28. 3. 24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	
56		532	H28. 9. 26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	
57		533	H29. 8. 25	行政書士の土地利用業務の基礎知識～行政書士ができる空き家対策～	○	
58		538	H30. 1. 31	愛知県開発審査会基準第 1 号、第 7 号の運用及び申請について	○	
59		法人経営部	425	H24. 6. 28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
60			445	H24. 9. 24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○
61	473		H25.10.10	法人経営部研修会 第 1 部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第 2 部 第二種金融取引業の新規登録について	○	
62	481		H25.12.13	法改正後のNPO法人の設立について	×	
63	499		H26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	○	
64	511		H27. 2. 12	医療法人の設立について	×	
65	540		H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	
66	541		H30. 3. 16	オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○	

ライブラリ研修申込書				
愛知県行政書士会会長 殿			平成	年 月 日
申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号		TEL ()	—
	メールアドレス		FAX ()	—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 平成〇年〇月〇日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について
開催日 毎月第一水曜日
時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について
開催日 毎月第二水曜日
時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
開催日 平成30年7月18日(水)
時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定
開催日 毎月第一水曜日
時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

平成30年7月1日

会 員 各 位

 建設環境部
 運輸交通部
 国際・私法部
 土地利用部
 法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



西北支部：木村 茂之会員

会報委員 加藤 朋彦



今回は西北支部内において会員訪問記の企画をお受けするに当たり、名古屋市西区城西で開業されてみえます、相続専門の木村茂之会員の事務所を訪問してきました。木村会員の事務所は名古屋城の北西に位置し地下鉄浄心駅2番出口から徒歩3分の場所にあり、交通の便利が非常に良い所にあります。

木村会員は行政書士と税理士の二つの資格をお持ちになられ、その二つの資格を活用しながら、相続関連業務を専門で携わってこられた先生です。

木村会員のご自宅の隣に事務所はあり、駐車場であった場所を3回ほど増改築を繰り返し、最後に本日私が取材をさせて頂いた、とても綺麗な応接室を増築されたとのことでした。

木村会員とは今回の会員訪問記の依頼が切っ掛けでご縁が始まりました。開業2年余りの私にとり、今まで木村会員とは一度も面識がなかったのですが、第一印象はとて優しく、穏やかで、親身になって話を聞いてくださるお人柄だと印象を受けました。

そんな木村会員は東京で2年、名古屋に戻られて名古屋市熱田区で18年と他の事務所での勤務時代を通し、昭和63年から多くの遺産相続の相談を対応されてきました。その間、非常に多くの方々の案件に関わり、レアケースな体験や数々の貴重な経験をずっと積まれてこられました。そして、43歳の時に一

大決心をされて、独立開業に踏み切り現在に至るそうです。今では普段の業務の半分ほどが相続関連とのことでした。

日常業務についてエピソードをお聞きすると、遺言書作成の事例を話して頂きました。

奈良の長谷寺に永代供養や納骨を希望され、また献体も希望されてる独り身の高齢女性の依頼者に対し、その長谷寺まで出向いて下調べをしたり、献体の申し込み手続きのお手伝いをしたりと、依頼者が生前に済ませることができるとも全面的サポートをして大変喜ばれたそうです。

木村会員は仕事に対する心がけとして、「相続は世代交代の一場面ですが、その一時点での判断が、その後の相続人の方の暮らしに大きな影響を及ぼすので、数年後に「判断間違えだったなあ」と後悔がないよう心掛けてアドバイスをさせて頂いている」と言われてました。

その他にも、木村会員は相続セミナーの講師をされたり、相続関連の本をいくつか共同出版をされており、取材の中でも木村会員が出版された本をいくつかご紹介を頂きました。

私自身の関心事でありましたお客様の集客手段についてお聞きすると、広告掲載と人からの紹介が多いそうです。広告掲載は、できるだけ相続などでお困り事がある方に知ってもらえそうな媒体（電話帳や役所の封筒など）を利用することに心がけ、また紹介による集客は、行政書士会からのご縁で業務に繋がっていくことも多いとのことでした。

まだ、経験の少ない私にとって印象に残った木村会員の言葉は「何か特長のある専門業務に特化し、必ず1回はお客様に事務所に来て頂くこと。そして、お越し頂いた方にどのようなお役立ちができるのか伝えることが大切です。」とアドバイスを頂いたことです。

最後になりましたが木村会員には初対面でありながら、今回の会員訪問記の掲載・取材の依頼を快くお引き受け頂き本当にありがとうございました。

支部だより

豊田
支部

平成30年度 土地利用部定時総会

豊田支部 岡田 厚子

日 時 平成30年 4月11日(水)
午後 6時15分～6時45分
場 所 豊田商工会議所
テーマ 開会の辞、部会長挨拶、議長選出、
議事（第1号議案～第5号議案）、その他、
閉会の辞
出席者 18名



今回の定時総会は、支部長挨拶から始まりました。
審議内容は以下の通りです。

- ・ 第1号議案 ・ 平成29年度事業経過報告
- ・ 第2号議案 ・ 平成29年度会計決算承認の件
- ・ 第3号議案 ・ 平成30年度事業計画（案）
承認の件
- ・ 第4号議案 ・ 平成30年度会計予算（案）
承認の件
- ・ 第5号議案 ・ 愛知県行政書士会豊田支部
土地利用部会則一部改正（案）
承認の件

が審議され、議事は滞りなく進行し、すべて可決
されました。

定時総会終了後は懇親会が開催され、会員相互の
親交を深めることができました。

名古屋
支部

常設無料相談会 (4月&5月)

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 平成30年 4月17日(火)
午後 1時～4時
場 所 名古屋市中村生涯学習センター 1階ロビー
相談員 竹内 弘幸会員、河 貞鳳会員、
陸 遥会員
件 数 0件

日 時 平成30年 5月15日(火)
午後 1時～4時
場 所 名古屋市中村生涯学習センター 1階ロビー
相談員 鬼頭 誠会員、中村 修一会員、
内木 志津子会員
件 数 5件



4月17日(火)、5月15日(火)に名古屋支部常設無料相
談会を名古屋市中村生涯学習センターにて行いまし
た。

4月の無料相談会は、竹内弘幸会員・河貞鳳会員・
陸遥会員が相談員として会場で待機をしていまし
たが、天気も悪く雨が降っていたため相談者は0人
でした。

5月15日(火)の無料相談会は、鬼頭誠会員・中村修
一会員・内木志津子会員が相談員として対応され、
5件の相談がありました。

相談者の様々な相談について適切なアドバイスを
され、相談をされた皆さんはご納得され帰られてい
きました。

尾北支部

災害時被災者支援協定書（大口町）の調印

尾北支部長 佐藤 友泰

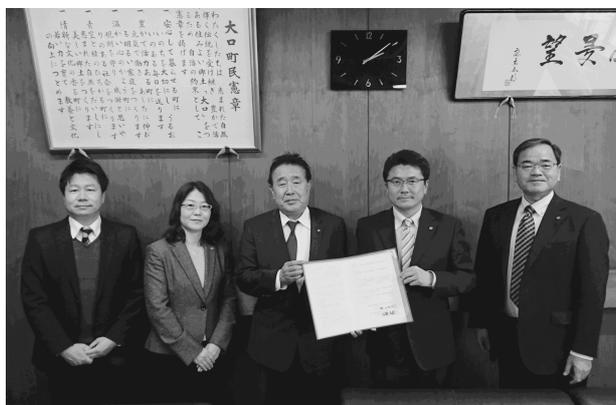
日時 平成30年3月23日(金)

午後2時～

場所 大口町役場 2階応接室

参加者 大口町：鈴木 雅博町長、鶯飼地域協働部長、天野町民安全課課長、その他担当課職員

尾北支部：佐藤支部長、高田副支部長、伊藤副支部長、伊代田顧問



尾北支部では昨年度より、管内の市町との間で「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」を締結する活動を進めて来ましたが、3月23日に大口町と協定を締結することができ、管内全ての市町（岩倉市、江南市、犬山市、大口町、扶桑町）で協定を締結することができました。

調印後の懇談は終始和やかな雰囲気で行われ、鈴木町長から被災者支援協定に関する感謝のお言葉をいただきました。

いつ起きても不思議ではない災害においては、その準備がとても重要です。その重要性についての話し合いの中で鈴木町長は「災害時においては何が起るかわからず、想定外のことも起こりかねない為、あらゆる分野の方々から協力いただけることは非常に心強い」と仰っていました。一住民としてできることもたくさんありますが、行政書士だからこそできることもたくさんあると思います。市民と行政とのパイプ役とも言える我々行政書士は、どちら側からも期待される立場にあるため、できることは惜しみなく協力する使命があると思います。

災害は発生しないことが一番ですが、万が一の場合には、我々行政書士に何ができるかを考え、備えをしていくことが肝要であると感じました。

中央支部

平成29年度第4回建設環境部会研修会

会報委員 戸加里 邦子

日時 平成30年4月19日(木)

午後6時～8時

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 種井 亮会員（東三支部）

テーマ 『産業廃棄物処分業について』

出席者 17名



中央支部の平成29年度第4回建設環境部会研修会は、東三支部の種井亮会員をお招きして、産業廃棄物処分業について講義をしていただきました。手引きには書いていないことを私達に伝えたい、と種井会員オリジナルのパワーポイントを使いながら、①そもそも産廃とは何ぞや？と言葉の定義に始まり、②「金属くず」と言われたら何を指すかという実例、③積替え保管について夕方積み翌朝処分場へ運搬した場合の行政の見解、④中間処分場に持ち込んだ後に再利用されることが多い品目、⑤処罰の連座について許可の取消しをされた法人の役員と株主が他の法人の役員をしている場合の違い、⑥外国人が申請者になりたい場合、在留許可で雇用されることは可能でも起業は不可の場合もある等、まさに実践的なお話を次々として下さいました。

種井会員曰く、産廃の申請を業務にしている会員が意外と少なく、特に収集運搬の申請はしても中間処分場はしない、という方も多いそうです。産廃の申請をきっかけに業務の幅が更に広がると思うので、もっと裾野を拡げていきたいと仰る種井会員が大変頼もしかったです。

知多
支部平成30年度
定時総会&懇親会

知多支部 間瀬 洋平

日 時 平成30年 4月20日(金)
午後 3時30分～4時50分場 所 半田市宮路町53番地
住吉福祉文化会館

出席者 74名+委任状出席77名=出席者総数151名



平成30年度行政書士会知多支部定時総会が、前田望会長はじめ、多くの来賓の方々のご臨席を賜り行われました。

河原宏副支部長の開会のことば、榊原延幸支部長の挨拶と、総会は進みました。

議事に入る前に一旦場所を移し、記念撮影を行いました。今年度の総会では例年より多くの会員が参加し、また晴天にも恵まれたため、屋外での記念撮影となりました。

記念撮影後、議場に戻り議事が再開されました。議長を務められた榊原政春会員による円滑な議事運営により、滞りなく総会は進み第1号～第4号議案のすべての議案について承認されました。

新入会員の紹介後、川瀬芳文副支部長の閉会のことばにて総会は終了いたしました。

総会後の懇親会は、住吉福祉文化会館入宮の間にて盛大に行われました。

榊原支部長のあいさつ、前田会長にお言葉をいただいた後、乾杯となりました。例年、知多支部の懇親会では、とても豪華な料理が出ます。今年も例にもれず、大勢の会員たちが食事を楽しみながら、名刺交換をしたり、情報交換したりと、会員同士の親睦を深めることができました。

最後に今回の集合写真を受け取り、解散となりました。

昭和
支部平成30年度
定時総会

昭和支部 清水 由佳

日 時 平成30年 4月21日(土)
第1部定時総会 午後 3時～4時30分
第2部懇親会 午後 5時～7時

場 所 ローズコートホテル (名古屋市中区大須)

出席者 総会46名、委任状71名、懇親会45名



昭和支部平成30年度定時総会が、名古屋市中区のローズコートホテルで開催されました。

本会から仙石副会長、そして益田前支部長を来賓にお迎えし、議長に伊福泰則会員、副議長に早川信康会員が選出され、議事が進行されました。途中、今年度の事業計画の内容等について質疑がなされて、千田支部長からより具体的な計画が説明されました。今年度は引き続き、無料相談会やセミナーなどの広報活動に注力すると共に、企業法務研究会や建設業許可業務の勉強会を充実させ、会員の能力向上を図るとされています。議案はすべて承認されました。

総会終了後は、同会場の別室で懇親会が行われました。仙石副会長のご挨拶から始まり、食事をいただきながら、新任役員や新入会員の紹介等、終始和やかな雰囲気の中、会員同士の近況報告や情報交換が活発に行われていました。

尾北
支部

平成30年度 定時総会

会報委員 梶原 郁

日 時 平成30年 4月21日(土)
午後 4時～5時15分

場 所 江南市民文化会館 (第2会議室)

出席者 32名 委任状 49名 合計 81名



上記の日程において、平成30年度定時総会が開催されました。

就任後、初の総会という事で、スーツをオーダーメイドされて臨んだ佐藤友泰支部長の気合の入った挨拶から始まり、弓田清左エ門会員に対する30年褒章の慶祝金贈呈、長瀬紀美子副会長の総務大臣表彰に対するお祝いの花束贈呈が行われました。その後、ご臨席賜りました県会議員の奥村悠二様、原欣仲様、高桑敏尚様それぞれからお祝いの言葉をいただき、議事に入りました。

議長には岩田一隆会員が選出され、報告及び審議事項は以下の通りです。

報告事項 本会会務報告

- 審議事項
1. 平成29年度支部事業報告及び収支決算報告承認の件
 2. 平成30年度事業計画(案)承認の件
 3. 平成30年度予算(案)承認の件

各議案について今年度も活発な質疑応答がありましたが、岩田議長のスムーズな議事進行の下、慎重審議の結果、全議案とも可決承認。

最後は本会からご臨席いただきました前田望会長からお祝いの言葉をいただき、無事閉会となりました。

総会終了後は懇親会へと会場を移し、美味しいお料理とお酒で会話も弾み、終始和やかな雰囲気の中、会員同士親睦を深めることが出来たと思います。

海部
支部

平成30年度 定時総会

海部支部 岩井 実

日 時 平成30年 4月21日(土)
午後 5時～8時

場 所 丸河

出席者 26名



海部郡蟹江町の丸河にて、平成30年度の海部支部定時総会が開催されました。

山岡幹雄副支部長が開会を宣し、支部長があいさつした後に、ご臨席いただきました、衆議院議員の岡本充功様、津島市議会議員の山田真功様からお祝いの言葉をいただきました。

また、本会からは竹田勲副会長がご出席くださり、お祝いの言葉をいただきました。

その後、村上昭太会員が議長に選出され、以下の順で議事が進行しました。

第1号議案 平成29年度事業報告の件

第2号議案 平成29年度会計決算承認の件

第3号議案 平成30年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 平成30年度会計予算(案)承認の件

本総会において、活発な質疑応答を経て、慎重審議の結果、全議案とも可決承認されました。

その後は、場所を移して懇親会が開催されました。懇親会にも多くの会員に参加していただき、終始和やかな雰囲気の中、会員間の親睦が深められたようです。

中央
支部

平成30年度専門分野の先生をお招きしての交流会

会報委員 戸加里 邦子

日時 平成30年4月26日(木)

場所 Flairge 葵

出席者 37名



3回目となる中央支部の専門分野の先生をお招きしての交流会が2年ぶりに開催されました。中村支部長の挨拶に始まり、先生方のご紹介でしたが、①本会業務と建設環境について前田会長、②新分野と特定行政書士について竹田副会長、③風俗営業について仙石副会長、④職務倫理と産廃について廣瀬綱紀委員長、⑤運輸交通について須崎常務理事、⑥建設環境について早川常務理事、⑦国際業務について小柳津常務理事と長谷川委員、⑧土地利用について本多常務理事、とあまりに豪華過ぎるメンバーで写真を撮りながら、思わず立ち眩みをしてしまいました。

今回も前回同様着席形式で、先生方にはそれぞれ分野別のテーブルにお座りいただき、前田会長の乾杯のご発声と共に歓談と食事が始まりました。会員の方には興味のあるテーブルへの着席を案内しましたので、皆さん最初から積極的に先生方へ質問をされ、また先生方も一人一人の質問に丁寧にお答え下さり、どのテーブルも活気に満ち溢れていました。

中締めは仙石副会長の一本締めで、会員の皆さんのお話は尽きないようでしたが散会いたしました。お忙しい中ご参加下さいました先生方には、この場を借りてあらためて御礼を申し上げます。

碧海
支部

平成30年度 定時総会

碧海支部 稲垣 宏隆

日時 平成30年5月8日(火)

午後4時30分～

場所 シャインズ

出席者 碧海支部会員、自治体関係者(来賓)



平成30年度碧海支部の定時総会が刈谷市のシャインズで開催されました。

開会に先立って、昨年度ご逝去された会員に黙祷が捧げられました。

その後、宮田幸泰会員が議長に選出され、以下の順に議事進行いたしました。

【議題】

第1号議案 平成29年度事業経過報告の件

第2号議案 平成29年度会計決算報告及び

財産目録承認件

第3号議案 平成30年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 平成30年度会計予算(案)承認の件

なお議案については、概ね執行部の原案どおり可決承認され、総会は滞りなく終了することができました。会場には刈谷市長をはじめ、各自治体関係者の皆様に来賓として御臨席戴き、祝辞を述べていただきました。

会場を移し、懇親会が開催されました。定時総会から引き続き多くの会員が参加され、和やかな懇談の中、盛会のうちに終了いたしました。

西尾
支部

平成30年度 定時総会&支部懇親会

西尾支部 加藤 隆広

日 時 平成30年 5月10日(木)
午後 4時～ 8時30分
場 所 西尾商工会議所 日本料理五郎田
会員総数 66名
出席者数 56名 (当日出席21名 委任状35名)



平成30年度の定期総会、支部懇親会が5月10日に開催されました。平井治清議長仕切りのもと、来賓として愛知県議会議員の山田高生氏、同じく愛知県議会議員の渡辺靖氏、愛知県行政書士会副会長の蟹江公明氏をお招きし、御祝辞を頂きました。

定期総会では平成29年度の報告と、平成30年度の事業計画案、予算案の承認を議題に行いました。

事業計画(案)では『社会に広く「行政書士制度」の啓蒙をはかり、行政書士の職域の拡大や確保を図る』とする事業計画を掲げ、西尾市役所と3つの支所で実施している毎月の無料相談会を本年度も継続して開催し、今後も市民の方々が気軽に相談できるような体制を作っていきたいとする方針となりました。

定期総会終了後、別会場にて支部懇親会が行われました。御来賓の方々も時間の許す限りご参加下さり、時間が足りないと感じるほど、たいへん実り多く有意義な懇親会となりました。

一宮
支部

平成30年度 定時総会開催

一宮支部 平松 里香

日 時 平成30年 5月11日(金)
午後 3時～ 4時50分
場 所 尾張一宮駅前ビル (i-ビル)
7階シビックホール
会員総数 172名
出席者総数 115名 (うち委任状出席者55名)



平成30年度の一宮支部総会が、本年も駅前i-ビルにて開催されました。来賓には一宮市長中野正康様、本会からは長瀬紀美子副会長をお迎えしました。昨年度の大きな支部事業として一宮市との災害協定締結、支部ホームページ開設の2点を支部長挨拶の中で発表し、来賓の方々による祝辞を頂きました。

議長には原克幸会員が選出され、第1号～第4号までの議事が進められていきました。特に質問はなく全議事原案どおり承認されました。引き続き辞任される役員より挨拶、本会報告(理事・監察・会報)、各部会報告が終わると、新入会員の自己紹介がありました。新入会員の方々には、頼もしい人材が多く、近い将来の支部運営の担い手になってほしいと思います。

総会終了後、同会場にてビュッフェ形式の懇親会を開催しました。稲沢市長加藤錠司郎様、日本政策金融公庫一宮支店長木村勝司様、県議、市議の皆さまをお迎えし、尽きせぬ歓談の時を過ごしました。途中、新入会員と役員のコラボによる息の合った完成度の高い余興に会場内、大声援で大変盛り上がりしました。演じて下さった会員の方々ありがとうございました。

新城
支部

平成30年度 定時総会&支部懇親会

会報委員 矢澤 あや子

日時 平成30年 5月11日(金)
午後4時～

場所 新城文化会館、懇親会会場『つくし』

来賓 新城市長 穂積様

東三河総局新城設楽振興事務所長 原様

衆議院議員 今枝様

愛知県議会議員 峰野様

愛知県行政書士会 蟹江様

出席者 新城支部会員 18名



表記のとおり、新城支部定時総会が適正に開催され以下の議事が執り行われました。

第1号議案 平成29年度事業報告

第2号議案 平成29年度収支決算承認

第3号議案 平成30年度事業計画（案）

第4号議案 平成30年度収支予算（案）

いずれの議案についても滞りなく進み、議事全て全員一致で可決賛成されました。

来賓の皆様よりご祝辞を頂き、総会は定刻通り閉会となりました。

その後、別会場において来賓の皆様をお迎えしての懇親会が開催されました。会半ばには、大変お忙しい中駆けつけて下さいました今枝衆議院議員からご祝辞とご挨拶を頂きました。

また支部会員同士での充実した意見交換が行われ、楽しい時間は過ぎるのが早く、あっという間に散会の時間となりました。新城支部の更なる発展を祈念し、恒例の集合写真を撮影しお開きとなりました。

東三
支部

平成30年度 支部定時総会

会報委員 山本 真基

日時 平成30年 5月11日(金)
午後3時～5時

場所 ホテルアソシア 5階 ザボールルーム



平成30年度東三支部の定時総会が豊橋市内のホテルアソシア豊橋にて執り行われました。平成29年度は東三支部初の女性支部長である山口妙子支部長が務められ、新たな風が吹いた1年を振り返り、檀上にてご挨拶をされました。また、昨年度は支部事務局の移転という大きな事業を成し遂げ、会員の皆様のご多大なるご理解とご協力に感謝の意を述べられました。平成29年度事業経過報告並びに平成30年度事業計画案の審議も滞りなく進み、無事に支部定時総会を終えることができました。愛知県内で2番目の会員数を誇る東三支部ですが、今後益々の発展と繁栄を誓い、新たな1年のスタートを切りました。ご来賓の方々のご挨拶においては、市民の多種多様なニーズに対する我々行政書士の専門知識とサービスが求められており、市民に一番身近な法律家であることの重要性を改めて実感致しました。

尾張
支部

平成30年度 定時総会

尾張支部 印東 宏紀

日時 平成30年 5月12日(土)
午後 3時30分～5時

場所 JR勝川駅前「ホテルプラザ勝川」

出席者 37名



尾張支部では、恒例の定時総会を開催しました。開会は、尾張支部の内山支部長の挨拶に始まり、

来賓のご挨拶として、竹田副会長による前田会長の祝辞の代読を頂きました。そして、尾張支部の杉田会員の円滑な議長運営により、昨年度の決算報告・監査報告の承認、本年度の活動方針、予算案について、一切滞りなく進行することができました。

その後は、会員間の親睦会の席に移動することとなり、地元選出の丹羽衆議院議員、伊藤春日井市長、山下小牧市長、春日井公証役場の公証人様より、総会の開催に関する祝辞、斎藤参議院議員より祝電を頂きました。また、尾張支部に新入会員の方の自己紹介もあり、終始和やかな雰囲気の中で会員相互の親睦が図られました。

今年は、ベテラン会員と若手会員の間の交流を一層深めていくための“サマーミーティング”も昨年度に引き続き開催される予定となっております。本年度は昨年度以上に尾張支部の興隆の機会が多々ありますことを祈念する次第です。

西北
支部

平成30年度 定時総会・懇親会

会報委員 加藤 朋彦

日時 平成30年 5月17日(木)
総会 午後 5時～5時45分
懇親会 午後 6時～8時

場所 キャッスルプラザ (名駅)

出席者 総会 会員出席者39名 ご来賓 1名
(委任状出席者87名)

懇親会 会員出席者35名 ご来賓10名



西北支部ではキャッスルプラザにおいて、平成30年度定時総会・懇親会が開催されました。

総会は大石文浩会員の司会進行のもと、定刻通り開催され、物故会員に対しての黙祷、黒澤淳支部長よりご挨拶をいただき、続いて本会の前田望会長より来賓挨拶をいただきました。

議長には杉野祐敬会員が議長選任され、以下の審議事項の審議に入りました。

議題

- 第1号議案 平成29年度事業経過報告
- 第2号議案 平成29年度会計決算報告承認の件
- 第3号議案 平成30年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 平成30年度収支予算(案)承認の件

いずれの議案についても滞りなく報告、説明がなされ、質疑応答では要望意見として、西堀俊徳会員より外部講師の研修会及び備品買い替えなどの改善提案がされました。以上、それぞれの議案は、慎重な審議を経て、満場一致で可決承認されました。

総会終了後、会場を移し会員相互の親睦を兼ねた懇親会が開催され、多くのご来賓の方々からもご祝辞を賜りました。和やかな懇談の中、会員同士の意見交換も盛んに行われ、盛会のうちに終了しました。

豊田
支部

平成30年度 定時総会

豊田支部 岡田 厚子

日 時 平成30年 5月18日(金)
午後 2時45分～5時
場 所 豊田産業文化センター 小ホール
テーマ 開会の辞、支部長挨拶、会長挨拶、
議事（第1号議案～第4号議案）、
新入会員の紹介、ミニライブ、来賓祝辞、
閉会の辞
出席者 50名



今回の定時総会は、豊田市長、みよし市長等を来賓としてお招きし、盛大に開催されました。

議事等は全て滞りなく進行し、可決されました。

ミニライブは華やかなベリーダンスが披露されました。一部会員も壇上でダンサーから指導を受けるなど賑やかなひと時となりました。

来賓祝辞において、太田稔彦豊田市長らのお祝いの言葉をいただきました。

定時総会終了後は名鉄豊田ホテルにて懇親会が開催され、華やかかつ盛大な一日は終了しました。

東名
支部

平成30年度 定時総会

会報委員 金林 伸洙

日 時 平成29年 5月19日(土)
午後 4時～6時
場 所 メルパルク名古屋
総会員数 132名
出席者数 107名（うち委任状出席者74名）



去る5月19日、平成30年度第17期東名支部定時総会が開催されました。

定刻、司会者の藤島宏充会員の開会のことばに始まり、相馬保宏支部長がご来賓の方々のご出席会員へご挨拶をされた後、本会からお越しいただいた竹田勲副会長をはじめとするご来賓の方々より順にご祝辞をいただきました。

その後、議長には日比野慎会員、副議長には勝友香梨会員が指名され、議長による議事録署名者の指名と議長挨拶の後、直ちに報告事項及び審議事項に入りました。

報告事項 平成29年度 事業経過報告
第1号議案 平成29年度 収支決算報告
第2号議案 平成30年度 事業計画（案）
第3号議案 平成30年度 収支予算（案）

以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、慎重審議を経て、満場一致にて可決承認されました。

その後、会場を移し、会員相互の親睦を兼ねた懇親会が開催されました。定時総会から引き続き多くの会員が参加し、和やかな懇談の中、盛会のうちに終了いたしました。

南
支
部

平成30年度 定時総会

会報委員 長峰 均

日 時 平成29年 5月21日(月)
午後 5時30分～

場 所 サイプレスガーデンホテル (金山)

会員総数 211名 (平成30年 3月31日現在)

出席者数 129名 (当日出席45名、委任状84名)

来賓者数 12名 (懇親会出席者も含む)、
メッセージ者：1名



標記のごとく、会則24条に基づき、平成30年度名古屋支部定時総会が有効且つ適正に開催されました。

【議事】

- 第1号議案 支部活動の概要ならびに平成29年度会務報告承認の件
- 第2号議案 平成29年度会計報告ならびに財産目録承認の件
監査報告 監事：鈴木孝一、鰐部伸一
- 第3号議案 平成30年度事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 平成30年度会計予算（案）承認の件

定刻、司会者に堀井敏秀副支部長が選出され、司会者進行の下、先ずは鬼頭喜代志幹事（本会理事）により開催宣言が発せられ、石川光男支部長の挨拶及び、本会から出席されました野田悦子副会長からの祝辞を戴きました。

また、来賓として御臨席戴いた議員を代表して、横井利明名古屋市議員、岡明彦愛知県議会議員、橋本浩幹名古屋市議員（会員）にて祝辞の御挨拶を戴きました。その他、藤沢忠将名古屋市議員、中里高之名古屋市議員、岩本たかひろ名古屋市議員、服部しんのすけ名古屋市議員、杉浦光男豊

明市議会議員（会員）及び熱田公証役場から内田計一公証人にも御臨席戴きました。合わせて、斎藤嘉隆参議院議員よりのメッセージ祝辞も戴きました。

議事に入るにあたり、司会者から新入会員と転入会員12名と新設法人1社の紹介があり、出席された7名に挨拶と抱負を述べて戴きました。

その後、出席会員数の確認・報告がなされた後、正副議長並びに議事録作成・署名人の選出が議場に諮られ、議長には吉田秀子副支部長、副議長には河合治彦副支部長（本会監事）、議事録作成・署名人には出原輝明副支部長と青木功幹事がそれぞれ選出されました。

議長の発議にて議事に入り、山本篤副支部長（本会理事）と頼田佳代子会計担当幹事からの報告と提案が諮られ、審議の結果、全議案とも満場一致にて速やかに承認されました。

その後、議長より出席会員の意見の場が設けられ、1名の会員質問があり、山本副支部長、石川支部長が応答しました。最後に、鈴木監事による閉会宣言にて総会が程無く終了致しました。

総会終了後の懇親会では、川津聖司幹事進行の下、工藤彰三衆議院議員の秘書様、服部しんのすけ名古屋市議員の秘書様の紹介が行われた後、石川支部長及び内田公証人の挨拶を戴きました。内田公証人からは、「改正民法（債権関係）」が2020年4月1日から施行されるが、まだ2年有るからと考えず、早めの対応準備の必要性が強調されました。

なお、「改正民法（相続関係）」の国会提出要綱案も決定している事から、行政書士が関わる事案として、心して取り組む必要性を痛感しました。

懇親会の席では、杉浦会員による乾杯の音頭で始まり、恒例のビンゴゲームを挟み、円卓テーブルを囲んだ有意義な会員・来賓交流が行われました。

最後は、川村敏治幹事による閉会の挨拶で総会、懇親会とも盛会に終える事ができ、お骨折り頂いた関係者皆様には感謝致します。



中央
支部

平成30年度 定時総会

会報委員 戸加里 邦子

日 時 平成30年 5月25日(金)

午後6時～9時

場 所 名古屋マリオットアソシアホテル 16階



平成30年度の中央支部定時総会は、昨年に引き続き名古屋マリオットアソシアホテルにて開催されました。

定刻になり、小林幸弓会員の司会進行のもと、物故会員への黙祷、中村美帆子支部長挨拶、来賓の前田望会長のご挨拶と続き、議長に本多証一会員、副議長に成瀬大三郎会員が選任され議事が進行してゆ

きました。

第1号議案 平成29年度会務報告承認の件

第2号議案 平成29年度決算報告承認の件

第3号議案 平成30年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成30年度事業予算（案）承認の件

以上の議案が上程され、滞りなく全ての議案が原案どおり承認されました。

総会終了後は51階の「シリウス」にて懇親会が開かれました。今年は来賓として、田畑つよし衆議院議員、酒井やすゆき参議院議員、筒井タカヤ愛知県議会議員、つじ秀樹愛知県議会議員、政木りか愛知県議会議員、黒田太郎愛知県議会議員、中田ちづこ名古屋市議員、中川たかもと名古屋市議員、山田昌弘名古屋市議員、日比美咲名古屋市議員の10名の議員の方々、古川元久衆議院議員、大塚耕平参議院議員の代理として秘書の方々、ますだ裕二愛知県議会議員の代理として奥様の13名にお越しいただきました。議員の方々を代表して、田畑議員、酒井議員からご挨拶を頂戴しました。

仙石秀久会員の乾杯のご発声のもと賑やかに懇親会が始まり、皆さん和やかに歓談されていました。2時間の懇親会はあっという間で、中央支部の更なる発展を祈念して野田悦子会員の締めで散会となりました。

法務省：民法（相続関係）等の改正に関する要綱案（案）について

（法制審議会民法（相続関係）部会第26回会議（平成30年1月16日））

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

配偶者の居住権を短期的に保護するための方策として、次のような規律を設けるものとする。

(1) 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合の規律

ア 配偶者短期居住権の内容及び成立要件

配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合において、その居住していた建物（以下1において「居住建物」という。）について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべきときは、遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、居住建物の所有権を相続により取得した者に対し、居住建物について無償で使用する権利（注1。居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあっては、その部分について無償で使用する権利。以下「配偶者短期居住権」という。）を有する。ただし、配偶者が相続開始の時に居住建物に係る配偶者居住権（後記2）を取得したときは、この限りでない。

：

詳細は、法務省ホームページ法制審議会民法（相続関係）を参照してください。

事務局だより

■平成30年4月

2日(月)	前田会長、竹田・蟹江副会長、市川常務理事 職員辞令交付
3日(火)	ADR手続説明会開催
4日(水)	山田名誉会長 日行連法改正推進本部会議出席 封印管理委員会指定研修会開催 蟹江副会長、平松理事 ADR講師派遣依頼打合せ
5日(木)	山田名誉会長 日行連法改正推進本部会議出席 前田会長、竹田副会長、市川常務理事 県法務文書課新年度挨拶 蟹江副会長・小椋委員長 自動車会議所との打合せ出席 川村・小柳津常務理事 日本国際協力センター(JICE)来館対応
6日(金)	届出済行政書士管理委員会指定研修会開催
7日(土)	長瀬副会長 名城大学院科目履修 行政法Ⅱ挨拶
9日(月)	新規登録受付
10日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 会報5月号校正会議開催 正副会長会開催 新規登録受付 野田副会長、柴田常務理事 会費滞納者裁判出廷 仙石副会長、川村常務理事 中部管区行政評価局来館対応 須崎常務理事、小椋委員長 中販連訪問 須崎常務理事、小椋委員長 愛知運輸支局封印報告
11日(水)	前田会長、竹田副会長、市川常務理事 東京会との意見交換会出席 内藤常務理事、中村理事 県生活衛生課訪問 国際・私法部業務相談会開催

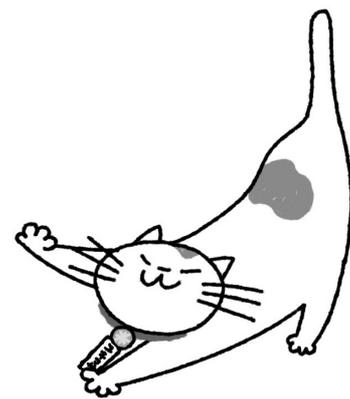
12日(木)	山田名誉会長 日行連期末監査出席 山田名誉会長 日弁連正副会長就任披露宴出席 西川相談役 日行連申取管理委員会出席 前田会長、竹田副会長、市川常務理事 東京会との意見交換会出席 経理部会開催
13日(金)	山田名誉会長 日行連期末監査出席 西川相談役 日行連申取実務研修会出席 小椋委員長 封印打合せ 部長会開催 本会監査会開催 蟹江副会長、子安常務理事、平松理事 ADR講師派遣依頼打合せ
16日(月)	小椋委員長 封印打合せ
17日(火)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 山田名誉会長 日行連常任理事会出席 部長会開催 理事会開催 幹事会開催 小椋委員長 封印打合せ ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催
18日(水)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 山田名誉会長 日行連理事会出席
19日(木)	山田名誉会長 日行連理事会出席 経審新規要員養成実習開催 蟹江副会長、子安常務理事 名城大学仮屋教授訪問 会報[部長さんに聞いてみよう]インタビュー開催
20日(金)	野田副会長、柴田常務理事 会費滞納者裁判出廷
21日(土)	名城大学院科目履修 行政法Ⅱ開催
23日(月)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式
24日(火)	届出済行政書士管理委員会開催 親族調査等業務要員希望者に行う考査開催 市川常務理事 新規登録申請者面談 市川・柴田常務理事 伊藤顧問弁護士訪問

25日(水)	竹田・蟹江副会長、子安常務理事、平松理事 ADR講師派遣依頼打合せ
26日(木)	野田副会長、柴田常務理事 会費滞納者裁判出廷
27日(金)	総会打合せ開催
28日(土)	長瀬副会長 名城大学院科目履修 民法Ⅵ 挨拶

■平成30年5月

1日(火)	ADR手続説明会開催 総会打合せ開催
7日(月)	正副会長会開催
8日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 ADR紛争解決小委員会開催
9日(水)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 山田名誉会長 日行連常任理事会出席 第1回総会・大会運営委員会開催 部長会開催
10日(木)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 新規登録受付 封印管理委員会開催 運輸業務相談会開催
11日(金)	新規登録受付
12日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅵ開催
14日(月)	経理部会開催
15日(火)	ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催
16日(水)	経審新規要員養成実習開催
18日(金)	山田名誉会長 富山会総会出席
19日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅵ開催
21日(月)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式
22日(火)	事務局プロジェクト会議開催
23日(水)	親族調査連絡会開催
24日(木)	西川相談役 日行連申取管理委員会出席 届出済行政書士管理委員会開催

25日(金)	山田名誉会長 石川会総会出席 西川相談役 日行連申取事務研修会出席 総会打合せ開催
26日(土)	山田名誉会長 福井会総会出席 名城大学院科目履修 行政法Ⅱ開催
28日(月)	正副会長会開催 第2回総会・大会運営委員会開催 前田会長、竹田副会長、市川常務理事 名古屋市訪問 川村常務理事、山本理事 自由業団体大学生のための資格業ガイダンス開催
29日(火)	部長会開催
30日(水)	会報7月号編集会議開催
31日(木)	部長会開催 第2回総会・大会運営委員会開催 平成30年度第68期定時総会、定期大会開催





会 | 員 | の | 動 | 向

平成30年 5月25日現在

個人会員数 2,953人
法人会員数 35法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第18190543号
会員番号 第5932号
入会年月日 平成30年 4月 2日
氏名 小林 健太郎

事務所 行政書士小林健太郎事務所
春日井市中央台 5丁目 3番地 2
電話番号 0568-90-8010 所属支部 尾張



登録番号 第18190547号
会員番号 第5936号
入会年月日 平成30年 4月 2日
氏名 後藤 昌宏

事務所 行政書士後藤事務所
名古屋市中区白壁一丁目45番地 白壁ビル707
電話番号 052-951-0711 所属支部 中央



登録番号 第18190544号
会員番号 第5933号
入会年月日 平成30年 4月 2日
氏名 松尾 和昌

事務所 行政書士松尾和昌事務所
稲沢市国府宮三丁目 7番11号 クリーンハウス202号
電話番号 0587-81-9885 所属支部 一宮



登録番号 第18190548号
会員番号 第5937号
入会年月日 平成30年 4月 2日
氏名 杉本 勇也

事務所 行政書士法人アベニール 名古屋事務所
名古屋市中区千代田二丁目24番16号 伊勢通ビル 3階
電話番号 052-251-3517 所属支部 中央



登録番号 第18190545号
会員番号 第5934号
入会年月日 平成30年 4月 2日
氏名 山口 修

事務所 やまぐち行政書士事務所
名古屋市瑞穂区津賀田町 2丁目 7番地
電話番号 052-851-9638 所属支部 名南



登録番号 第18190549号
会員番号 第5938号
入会年月日 平成30年 4月 2日
氏名 鈴木 龍朗

事務所 行政書士鈴木龍朗事務所
長久手市打越1711番地
電話番号 0561-62-5399 所属支部 東名



登録番号 第18190546号
会員番号 第5935号
入会年月日 平成30年 4月 2日
氏名 日下部 浩二郎

事務所 行政書士島津達雄事務所
岡崎市大平町字南田潰23番地 1
電話番号 0564-23-9464 所属支部 岡崎



登録番号 第18190550号
会員番号 第5939号
入会年月日 平成30年 4月 2日
氏名 松本 有史

事務所 ブロードパースペクティブ法務行政書士事務所
日進市東山六丁目706番地
電話番号 0561-73-7779 所属支部 昭和



登録番号 第18190551号
 会員番号 第5940号
 入会年月日 平成30年4月2日
 氏名 熊田 清文

事務所 YM行政書士事務所
 名古屋市中区新栄一丁目25番30号 MYビル2A
 電話番号 052-242-1005 所属支部 中央



登録番号 第18190918号
 会員番号 第5945号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 武内 万由美

事務所 行政書士中京事務所
 名古屋市中区錦一丁目20番25号 広小路YMDビル10F
 電話番号 052-265-7578 所属支部 中央



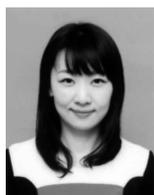
登録番号 第18190552号
 会員番号 第5941号
 入会年月日 平成30年4月2日
 氏名 佐々木 聡史

事務所 行政書士佐々木事務所
 名古屋市熱田区金山町一丁目4番1号 ビルディング第一金山3階
 電話番号 052-681-2700 所属支部 名南



登録番号 第18190919号
 会員番号 第5946号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 竹内 典代

事務所 行政書士竹内典代事務所
 刈谷市末広町1丁目20番地7
 電話番号 0566-24-7048 所属支部 碧海



登録番号 第18190553号
 会員番号 第5942号
 入会年月日 平成30年4月2日
 氏名 佐藤 綾夏

事務所 行政書士法人アーバン
 名古屋市中村区森末町1丁目27番地の3
 電話番号 052-461-5875 所属支部 名古屋



登録番号 第18190920号
 会員番号 第5947号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 鈴木 浪平

事務所 行政書士鈴木浪事務所
 田原市宇津江町外新田12番地1
 電話番号 0531-37-0849 所属支部 東三



登録番号 第18190554号
 会員番号 第5943号
 入会年月日 平成30年4月2日
 氏名 村下 郁澄

事務所 行政書士村下郁澄
 名古屋市中区丸の内三丁目17番6号 ナカトウ丸の内ビル2階B号室
 電話番号 052-962-8882 所属支部 中央



登録番号 第18190921号
 会員番号 第5948号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 安田 清隆

事務所 安田行政書士事務所
 一宮市大江1丁目1番12号
 電話番号 0586-85-8736 所属支部 一宮



登録番号 第18190917号
 会員番号 第5944号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 山下 英之

事務所 行政書士法人きずな愛知 名古屋オフィス
 名古屋市中川区葉池町二丁目1番地
 電話番号 052-355-7010 所属支部 名古屋



登録番号 第18190922号
 会員番号 第5949号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 森 茂樹

事務所 行政書士森茂樹事務所
 名古屋千種区星ヶ丘2丁目51 プチメゾン301
 電話番号 052-734-3356 所属支部 中央

会員の動向



登録番号 第18190923号
会員番号 第5950号
入会年月日 平成30年5月1日
氏名 有本 隼人

事務所 有本行政書士事務所
豊田市野見町8丁目13番地8
電話番号 080-1600-5393 所属支部 豊田



登録番号 第18190928号
会員番号 第5955号
入会年月日 平成30年5月1日
氏名 森 優子

事務所 行政書士澤田事務所
江南市上奈良町神明241番地
電話番号 0587-56-2413 所属支部 尾北



登録番号 第18190924号
会員番号 第5951号
入会年月日 平成30年5月1日
氏名 嶋田 雄一

事務所 J-MACS行政書士事務所
名古屋市天白区梅が丘二丁目1601番地の2
電話番号 052-806-1001 所属支部 昭和



登録番号 第18190929号
会員番号 第5956号
入会年月日 平成30年5月1日
氏名 竹田 和夫

事務所 行政書士事務所和
春日井市押沢台3丁目2番地15
電話番号 0568-92-0563 所属支部 尾張



登録番号 第18190925号
会員番号 第5952号
入会年月日 平成30年5月1日
氏名 杉浦 拓朗

事務所 行政書士事務所アクシルサポート
安城市御幸本町15番1号
電話番号 050-3561-1310 所属支部 碧海



登録番号 第18190930号
会員番号 第5957号
入会年月日 平成30年5月1日
氏名 富田 奈汐

事務所 富田奈汐行政書士事務所
弥富市東末広七丁目36番地
電話番号 090-5110-9784 所属支部 海部



登録番号 第18190926号
会員番号 第5953号
入会年月日 平成30年5月1日
氏名 宇佐美 信也

事務所 行政書士宇佐美事務所
豊田市聖心町2丁目20番地7
電話番号 0565-77-3876 所属支部 豊田



登録番号 第18190931号
会員番号 第5958号
入会年月日 平成30年5月1日
氏名 畑中 純一

事務所 畑中行政書士事務所
名古屋市昭和区丸屋町四丁目104番地の2
電話番号 052-852-8455 所属支部 昭和



登録番号 第18190927号
会員番号 第5954号
入会年月日 平成30年5月1日
氏名 平林 樹明

事務所 行政書士平林事務所
常滑市井戸田町三丁目186番地
電話番号 090-4269-1833 所属支部 知多



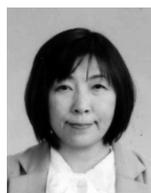
登録番号 第18190932号
会員番号 第5959号
入会年月日 平成30年5月1日
氏名 清水 誠治

事務所 行政書士清水誠治事務所
豊橋市前田中町13番地の1
電話番号 0532-53-5640 所属支部 東三



登録番号 第18190933号
 会員番号 第5960号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 花井 綾奈

事務所 はな行政書士事務所
 高浜市屋敷町7丁目7番地45
 電話番号 0566-55-3691 所属支部 碧海



登録番号 第18190938号
 会員番号 第5965号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 西川 清美

事務所 リンクス行政書士事務所
 一宮市八町通2丁目23番地7
 電話番号 0586-23-4032 所属支部 一宮



登録番号 第18190934号
 会員番号 第5961号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 近藤 英人

事務所 行政書士近藤英人事務所
 名古屋市名東区西里町五丁目7番地
 電話番号 052-740-0686 所属支部 中央



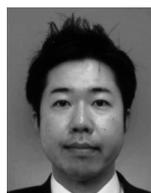
登録番号 第18190939号
 会員番号 第5966号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 鈴木 千帆

事務所 すずき行政書士事務所
 名古屋市中村区名駅四丁目23番9号 MARUWA名駅ビル4階
 電話番号 052-566-0077 所属支部 名古屋



登録番号 第18190935号
 会員番号 第5962号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 寺尾 真祐美

事務所 行政書士寺尾法務事務所
 岩倉市新柳町三丁目8番地3
 電話番号 0587-96-6050 所属支部 尾北



登録番号 第18190940号
 会員番号 第5967号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 丹羽 一貴

事務所 行政書士おのだ事務所
 豊田市日南町一丁目1番地1 ハイツモリ101号
 電話番号 0565-41-6331 所属支部 豊田



登録番号 第18190936号
 会員番号 第5963号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 八木 政和

事務所 行政書士八木政和事務所
 豊橋市前田南町一丁目5番地の8
 電話番号 0532-52-1983 所属支部 東三



登録番号 第18190941号
 会員番号 第5968号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 脇田 幸雄

事務所 行政書士脇田幸雄オフィス
 名古屋市中区成願寺一丁目6番ザ・シーン城北A-3704号
 電話番号 052-916-2619 所属支部 西北



登録番号 第18190937号
 会員番号 第5964号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 宮田 和恭

事務所 行政書士みやた事務所
 小牧市城山四丁目27番地8
 電話番号 0568-78-2906 所属支部 尾張



登録番号 第18190942号
 会員番号 第5969号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 早川 法子

事務所 早川法子行政書士事務所
 名古屋市中区大須二丁目17番15号
 電話番号 052-212-8924 所属支部 中央



登録番号 第18190943号
 会員番号 第5970号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 内川 脩介

事務所 行政書士内川事務所
 海部郡蟹江町本町七丁目124番地
 電話番号 0567-95-2036 所属支部 海部



登録番号 第18190944号
 会員番号 第5971号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 坂井 久世

事務所 行政書士ひさよ事務所
 名古屋市瑞穂区下坂町2丁目45番地
 電話番号 052-693-9255 所属支部 名南



登録番号 第18190945号
 会員番号 第5972号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 吉田 武

事務所 行政書士吉田事務所
 名古屋市中川区富田町大字榎津字布部田436番地の13
 電話番号 052-301-2045 所属支部 名古屋



登録番号 第18190946号
 会員番号 第5973号
 入会年月日 平成30年5月1日
 氏名 光岡 隆之

事務所 行政書士みつおか法務事務所
 みよし市打越町新池浦102番地
 電話番号 0561-32-2615 所属支部 豊田

退会者のお知らせ

平成30年5月25日現在

支部	氏名	退会日
中央	木 全 昭 二	平成30年4月10日
碧海	鈴 木 重 明	平成30年4月10日
尾北	進 藤 康 一	平成30年4月23日
尾北	福 井 敏 之	平成30年4月30日
豊田	植 田 博 元	平成30年4月30日
豊田	酒 田 時 郎	平成30年4月30日
東三	鈴 木 剛 次	平成30年4月30日
西北	柳 和 弘	平成30年5月9日
名古屋	牧 野 実	平成30年5月16日
東三	松 本 進	平成30年5月20日
中央	鈴 木 二 郎	平成30年5月23日

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	梶田 光太郎	名古屋市東区泉一丁目21番15号	461-0001	052-950-7071	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	中村 百合子	名古屋市中区丸の内三丁目7番26号 ACAビル5階	460-0002		事務所所在地
中央	澤田 隼人	名古屋市中区丸の内一丁目10番29号 白川第8ビル5階	460-0002		事務所所在地
中央	前田 英紀	名古屋市千種区星ヶ丘二丁目2番地1 エーデルホフ星ヶ丘1F	464-0801		事務所所在地
中央	中根 寿浩 行政書士事務所ウイズ				事務所名称
西北	清田 幸英 きよた行政書士事務所	名古屋市北区丸新町35番地 (ラ・ブリエ301号)	462-0063	052-325-4965	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名南	浦野 安代				単体会変更(静岡会へ)
岡崎	福田 哲也 行政書士福田哲也事務所				事務所名称
豊田	工藤 真由美	豊田市浄水町原山120番地2 Villa浄水203	470-0343	0565-79-1951	事務所所在地、 事務所電話番号

ご逝去会員のお知らせ

名南支部 石川 正一 会員 平成30年5月23日ご逝去 (享年63歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
会長 前田 望



COSMOS通信 7月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

平成30年度定時総会開催予定

平成30年9月21日(金)午後3時より愛知県行政書士会館にて開催予定です。

詳細は、後日事務局より会員宛ご連絡いたします。

コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場所	申込期限
平成30年 7月17日(火)	愛知県行政書士会会議室	平成30年 7月10日(火)
平成30年 8月16日(木)	愛知県行政書士会会議室	平成30年 8月9日(木)
平成30年 9月18日(火)	愛知県行政書士会会議室	平成30年 9月11日(火)

時間 午後1時から4時まで
 申込先 コスモスあいち事務局
 TEL 052-908-3022

セミナー・相談会の開催予定

日 時 平成30年7月5日(木) 午後1時30分～3時30分
 場 所 江南市役所西分庁舎
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成30年7月9日(月) 午前9時～午後3時
 場 所 中京銀行当知支店
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成30年7月17日(火) 午後1時～4時
 場 所 北名古屋市役所西庁舎
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成30年7月19日(木) 午後1時～3時
 場 所 扶桑町老人憩いの家
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成30年8月22日(水) 午後1時～4時
 場 所 犬山市福祉会館
 セミナー 成年後見等セミナーを開催予定
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成30年9月9日(日) 午前9時～午後3時
 場 所 中京銀行当知支店
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成30年9月10日(月) 午後1時～4時
 場 所 岩倉市役所市民相談室
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成30年9月18日(火) 午後1時～4時
 場 所 北名古屋市役所東庁舎
 無料相談会 成年後見等無料相談会

セミナー・相談会開催報告

日 時 平成30年3月28日(水) 午後2時～4時
 場 所 春日井市レディアン
 無料相談会 相談者1人(相談員丹羽知道会員)

日 時 平成30年4月5日(木) 午後1時30分～3時30分
 場 所 江南市役所西分庁舎
 無料相談会 相談者1人(相談員土井正人会員 菅原勝行会員)

日 時 平成30年5月14日(月) 午後1時～4時
 場 所 岩倉市役所市民相談室
 無料相談会 相談者0人(相談員土井正人会員 井上一男会員)

日 時 平成30年5月16日(水) 午後1時～3時
 場 所 犬山市福祉会館四階401号
 無料相談会 相談者3人(相談員小栗孝夫会員 有我昌久会員)

日 時 平成30年5月18日(金) 午前9時～午後3時
 場 所 中京銀行当知支店
 無料相談会 相談者5人(相談員大森照和会員 廣瀬亮一会員)

あとかき

私事ではありますが、広報部の職を拝命し丁度1年となります。本会業務に携わることで他支部の方と接する機会が飛躍的に増えました。同じ愛知県内といえども地域特性、それぞれの支部のカラーがあり教えられることばかりです。登録をして間もない頃、「この仕事、人脈が命」と頻繁に見聞きしましたが、さりとしてどのようにすれば人脈なるものが出来るのかさっぱり分からず、とにかく一つ一つの出会いを大切にすることだけは心掛けてきました。今までの出会い、そしてこれからの出会いに感謝する気持ちを忘れずに、日々を過ごしたいと思います。

広報部 戸加里 邦子

《今月の表紙》 明石公園

碧南市唯一の遊園地（明石公園）。主に子供向きの施設で家族連れが楽しめる。

市民はもとより周辺の人々にも親しまれている。

衣浦港を一望できる高さ30mの観覧車のほか、ゴーカート、メリーゴーランド、サイクルモノレール、おとぎ列車など子供が楽しめる乗物や遊具が一律100円で利用できる。

また、フィールドアスレチックやパターゴルフ場なども備えており大人から子供まで一日中楽しめる。

また、雪遊びや大道芸、スタンプラリーなどイベントも行っている。

芝生広場を中心とし、春には約250本のソメイヨシノが花を咲かせる。

写真提供：碧南市役所

訂正とおわび

5月号会報P44下段の説明会の表題に誤りがございました。おわびして訂正致します。

×「成年後見契約の実際について」

○「任意後見契約の実際について」

会報289号 担当

広 報 部	担当副会長	仙石 秀久
	部 長	川村 浩史
	次 長	水野 悠
	部 員	山本 篤
	部 員	戸加里邦子

会報委員会	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	鈴木 直美
	〃	戸加里邦子
	本号担当委員 (表紙)	稲垣 宏隆
	(会員訪問記)	加藤 朋彦

会報289号 平成30年7月1日発行

発行人 前田 望

編集人 川村 浩史

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

頼りになるね、行政書士。

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

開設日 毎月 第2火曜日 **時間** 午前10時から午後4時まで

ところ 愛知県行政書士会館 地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等
※面接時間のご予約を承ります。お電話でどうぞ。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分